

公益財団法人三重県体育協会役員の勤務及び報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第34条の規定に基づき、公益財団法人三重県体育協会の常勤の理事及び監事（以下「常勤役員」という。）の勤務及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 常勤役員の報酬は、給料、期末手当及び勤勉手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第3条 常勤役員の報酬等は、通貨を持って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給日)

第4条 常勤役員の報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤役員の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、「県退職者にかかる出資法人の役員及び職員の給与等に関する取扱方針」に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第11条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第11条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(期末手当)

第7条 期末手当は、職員給与規程第16条及び第17条に定める職員の期末手当及び勤勉手当の支給基準に準じて支給する。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(勤務等)

第10条 常勤役員の勤務等については、公益財団法人三重県体育協会職員就業規程第3条、第4条、第8条、第39条及び第41条から第48条までの規定を準用する。

(旅費)

第11条 常勤役員が業務のために出張したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の支給基準及び支払方法については、公益財団法人三重県体育協会職員旅費規程を準用する。ただし、旅費の額については、三重県職員の例による。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成10年6月15日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程は、平成15年1月16日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成15年6月11日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 6 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。